



# 標茶町

発行 編集

標茶町 農業委員会  
広報委員会

川上郡標茶町川上4丁目2番地  
電話 485-2111  
(内線171・172)  
FAX 485-4111

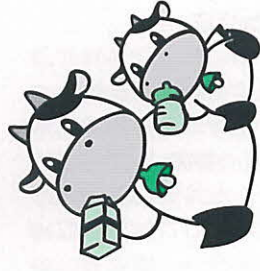
# 農業委員会だより



## 主な内容

一 道内視察研修の様子（土幌町）一

産業まつりを終えて……………	(2 P)
道内視察研修に参加して……………	(2 P)
農地パトロールを終えて……………	(2 P)
全道農業者年金研究会に参加して……………	(3 P)
市町村農業委員活動強化研修会に参加して……………	(3 P)
女性農業委員・農地利用最適化推進等 活動強化研修会に参加して……………	(3 P)
農業者年金の6つのメリット……………	(4 P)
編集後記……………	(4 P)



農業委員会総会は毎月**25**日に開催を予定しています

■ 許可申請書、農用地利用集積計画の申出、現況証明願書は、  
当月の10日までに農業委員会に提出してください。

## 産業まつりを終えて

令和5年9月9日土曜日、J・Aしべちや前駐車場特設会場で第50回標茶町産業まつりが開催されました。当日の天気予報では雨が予想されていましたが、開催中に落ちてくることもなく多くの人が来場しました。小さな子供を連れた家族やおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に来場されている方など、大賑わいでおりました。

農業委員会ではしべちや牛乳を使用したドーナツを作り販売しました。多くのお客様に来ていただいたおかげでお昼頃には完売する結果となりました。調理の際にはマスクの着用やビニール手袋の使用、こまめな手指消毒を行いながら生地を作りました。大量の生地をこねる作業は重労働で大変でした。生地をカットし、揚げて味付けをして販売しましたが、美味いといつて食べてくれるお客様の姿をみられたので良かったです。

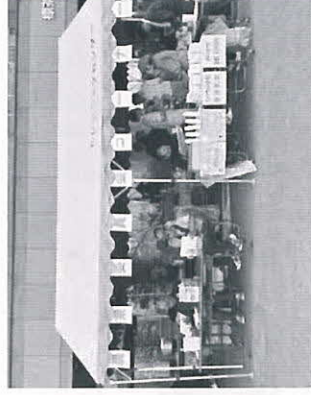
農業委員会のアースではドーナツの販売以外に、しべちや牛乳の配布や、パンフレットや記念品を配って農業者年金の啓発活動を行いました。農業者の老後の生活の安定のためにも、農業者年金制度は欠かせないものです。特に若い世代の農業者はこの制度のことをよく知らない人もいるかもしれません。そういった人が少しでも減らせるよう、産業まつりのような多くの人が集まる場所で啓発活動を行うことは重要であると思います。

今回の産業まつりはコロナウイルスが5類感染症に移行して、少しずつ日常に戻りつつあった中、初めての産業まつりとなりました。マスクの着用が個人の判断に任せられるようになったため、今ま

でマスクの下に隠れていた笑顔が多くみられ、楽しみにしていた方がたくさんいたのだと感じました。

来年度に向けてはドーナツが好評をいただいたので、製作量を増やすことを考えています。それと同時に農業者年金の啓発活動も進めていきたいと思えます。農業委員会として産業まつりに参加し標茶町を盛り上げる一助となれたら嬉しいです。

(農業委員 遠藤 聡)



産業まつりの様子

## 道内視察研修に参加して

令和5年10月30日から31日、農業委員15名、事務局2名の参加による町のバスでの視察研修でした。

1日目は鹿追町にある農業研修施設です。「ピュアモルトクラブハウス」は女性専用の滞在施設が10棟あり、全て個室でキッチン、バス、トイレ、電化製品が完備されていました。施設の整備の目的は北海道の自然や農業に憧れて、都会の若者が農業やファームインなどの体験や実習に入る機会が多くなってきたことによるものです。一方、農業者などは規模拡大等による補助的労働不足と担い手不

足があつてその受け入れが増加してきました。しかし、はじめから特定農家に住み込みで実習を始めると風土や生活習慣の違い、さらに家族的集団生活などに戸惑うことが多いようであり、これらを解決するために本施設を整備し、農村と都会の人的交流を促進することを目的に本施設が整備されたと話しておりました。

女性を対象に1年間の農業研修があり、畑作は7カ月間、酪農は1年間です。滞在は女性専用施設「ピュアハウス」を利用し、研修生の宿泊費は無料ですが食費、光熱費、水道費は自己負担でした。毎月、研修手当も支給されます。

募集は通年行っていますが、定員が10人に達したら翌年度4月から採用になります。平成10年から実施しており、全国から220名の方が研修を終了されたそうで、現在は、1人の女性が滞在しております。

研修終了後、町内に残り就職した人、町内在住の青年と婚姻し、その子供たちは後継者として活躍され、現在、元研修生たちは地域に根ざした活動をして過ごされており、感動いたしました。

2日目は、土幌町の山岸牧場さんの視察研修に行きました。

草地面積80ha、自己所有地60ha、乳牛300頭、経産牛510頭、育成牛150頭の大型経営の酪農家さんでした。搾乳はロータリーパーラーで一度に20頭搾乳ができます。家族4人での経営スタイルでした。デントコーン畑も家の前にあり1頭平均乳量1万kgとのことでした。体験もできる施設も完備されていました。また、ふん尿は発酵させバイオガスプラントもされており、見学していても牛のおいもくなく自然豊かだとて

も居心地の良い環境でした。奥様は佐倉地区に「佐倉カフェ」をオープンしてお腹いっぱい料理、自家製生乳を利用したヨーグルトやデザートを販売しているとのことでしたが、私たちが行ったときは残念ながら定休日とのことでした。

2日間は、コロナ禍で3年間研修ができなかつたので、意義のある時間を過ごすことができました。研修先の皆さんに感謝申し上げます。

(農業委員 甲斐やす子)



道内視察研修の様子 (鹿追町)

## 農地パトロールを終えて

農業委員会の年間業務の一環である農地パトロールを収穫作業が終わった令和5年10月3日から11日にかけて、町内4班に分かれて行いました。

農地パトロールでは今年度も昨年に続き、贈与税、不動産取得税の納税猶予を受けた農地について、重点的に確認を行いました。

いずれの農地も適正に耕作されており、今後とも引き続き耕作する意思があり、適正に管理されていることを確認いたしました。

(農業委員 津野 育)

**全道農業者年金研究会に参加して**

今回は4年ぶりの開催で全道各地から394名の関係者が参加しました。

研修の内容は、「ここに気を付けたいインボイス制度」と、情勢報告として農業者年金を巡る情勢と加入状況について説明がありました。

農業特有のインボイスの論点、消費税の仕組みとインボイスとは、などの説明を受けました。仕入税額控除の適用の要件、取引先の登録番号の管理、経費をどう管理するかなど消費税の仕組みとインボイスについて、農業経営に詳しい税理士さんから説明を受けました。レシートと領収書の登録番号を集めましょう。記入があるか確認してみてください。レシートは大事です。

農業者年金は公的な年金制度なので税制面でも民間の個人年金と大きく異なります。その年に払った農業者年金の保険料は、社会保険控除の対象になります。受け取った年金は税制上、公的年金控除の対象となり65歳以上の方であれば公的年金との合計額が110万円までは全額控除となります。死亡した場合に遺族に死亡一時金もあり、非課税です。特に若者と女性にこそ勧めたい年金制度です。若い時期から長い期間、担い手として支援するため、保険料の国庫補助も設けています。



農地パトロールの様子

女性農業者は酪農の発展に欠かせない存在です。「終身年金」である農業者年金は女性にこそメリットが大きく長生きリスクに備えることができる年金制度です。「年金制度は夫が加入していればいいと思っていたが、夫が亡くなった後、一時金を受給した。その後は国民年金のみとなり、生活が厳しくなっているので、私も農業者年金に加入していればよかった」という声を聞きます。

まずは制度を知っていただくことが第一だと思います。説明を通じて声で伝えることが大切かと思しますので若い農業者と女性農業者に勧めていきたいと思えます。

ぜひ、気になった方は農業委員さんに相談してみてください。

(農業委員 大泉 義明)

**市町村農業委員活動強化研修会に参加して**

去る1月23日、札幌市の第二水産ビルにて農業委員活動強化研修会に参加してまいりました。当日は吹雪でJRが連休になるかもしれないという中での開催でしたが、無事に到着するなり、急いでの昼食で現地に向かいました。コロナ禍で4年ぶりの開催でしたが、400人あまりの出席でした。

今年度は、所有者不明土地の解消に向

けた民事基本法制の見直しについて、札幌法務局の統括登記官の説明や所有者不明土地等管理命令の裁判所での手続きについて、札幌地方裁判所の主任書記官の説明、また、事例報告として深川市農業委員会の事務局次長の制度の利用報告がありました。

この4月1日から不動産相続登記未了について申請が義務化されることになり、不動産を取得した相続人は取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければ、10万円以下の過料に処されることになる。また、住所変更登記未了についても、2年以内に変更しなければ、5万円以下の過料を処されることになった。また、相続土地国庫帰属制度の説明もされた。その後裁判所での手続きについての説明を受け、最後に深川市農業委員会の事例発表があった。メリットとして耕作の希望があれば農業委員会が制度に取り掛かれる事、デメリットとしては貸借の途中解約ができない、宅地等は対象にならないなどがあげられた。

いずれにせよ我々個々や農業委員としても関係することもあることからまだまだわからない所もたくさんあるので、これから勉強していかなければならないだろう。

(農業委員 嶋中 勝)

**女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会に参加して**

令和5年度、女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会が4年ぶりの対面開催で札幌市にて行われました。

「農村社会における女性の社会参画に

ついて」の基調講演から始まり、事例報告が道南の厚沢部町の「農業委員活動報告・女性農業者として」の発表があり、前回の開催から要望の多かった他市町村混合のグループ別に分かれての意見交換会と女性農業委員の活気あふれる研修会でした。

意見交換会では、グループ分けされた席に座り北海道内の他地域の方と初対面で交流しながら自己紹介後に「女性農業委員の複数登用はどのようにすれば実現できるか」のテーマに志じた自分の意見を付箋紙に記入し、その意見を発表しながら、模造紙に貼っていきます。

最終的にはグループの意見として取りまとめてグループごとに意見の発表をしました。私のグループは、中立委員の方2名、畑作農家の方2名、酪農家2名事務局の方1名の7名のグループで討論しました。

女性農業委員として活動を継続していくには、家族の理解、地域住民の理解、女性自身の意欲、家族の協力、周囲の男性・女性の協力、男性の意識改革、女性の組織化、仲間づくり、家事・育児・介護との両立、伝統慣習からの脱皮など、男性中心主義の社会から多様性が求められる世の中に適応していく環境が必要だと思う。

農業委員として必要な能力は農地に関する知識、コミュニケーション能力、情報収集能力に加えて対話力が求められていく。

女性農業委員の複数登用は農業委員会の意思決定の多様性と透明性を高め幅広い視点から検討されることに繋がり、持続可能な農業の発展にとって不可欠な取り組みである。それに伴い、女性が働き

やすい環境や理解など、行政の後押しが必須ではないかと思う。その上で女性農業委員自身には覚悟と忍耐をもって責務を果たすことに尽力して確実に前進していける地域産業を目指して、男性・女性ともに体制構築が必要だと感じました。  
(農業委員 舟山 珠代)

### 農業者年金の6つのメリット

国民年金だけで老後の生活は大丈夫？夫婦2人の高齢農家の生活費は、月額約24万円必要と総務省の家計調査で推計されています。国民年金の年金額は、月額約13万円ですので、つまり、10万円程度不足ということになります。老後の備えは、ぜひ、「農業者年金」で！

#### ▶加入要件は3つだけ

20歳以上60歳未満、国民年金第1号被保険者、年間60日以上農業に従事

#### ▶少子高齢化に強い仕組み

加入者が自らの保険料を積み立てて運用され、毎年の運用収入によつて年金額が決定されます。世代の人数の変化による影響を受けません。

#### ▶保険料の設定は自由

保険料は月額2万円から6万7千円まで、千円単位で自由に設定できます。経営の状況に合わせて減額したり増額したり計画的に積立額を増やせます。

#### ▶終身年金で80歳まで保証

終身年金で生涯受給できます。仮に80

歳までに亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった額が遺族に死亡一時金として支給されます。

#### ▶税制面の優遇

保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。保険料を付けている若い時も、受給する時も、万が一の死亡一時金も税制的に優遇されています。

#### ▶保険料への国庫補助制度

子育て世代や就農間もない方には、国から保険料助成があります。要件は、39歳までの方、控除後の農業所得が900万円以下の方が対象となっています。

ぜひご加入をご検討ください。



### 受給者の方へお知らせ

#### 〈現況届について〉

農業者年金の受給者は年に1度(6月)、現況届を提出することになっています。

提出しないう場合は年金の支給が停止することもありますので、必ず提出してください。

各公民館で提出することもできます。

#### 〈年金対象農地の扱い〉

誰かに農地を貸して「経営移譲年金」を受給されている方の農地は年金対象地

とはなっています。この農地を適格でない相手に売ったり貸したりしてしまうと、年金の支給が停止することがあります。

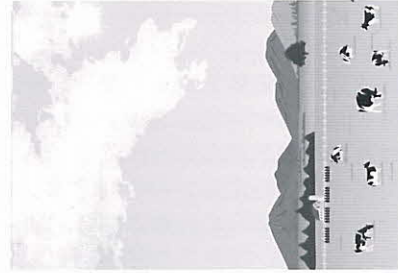
また貸借期間が満了した場合も、再度適格な相手に貸し付ける必要があります。

詳しくは、農業委員会事務局・標茶町農業協同組合農業振興課へお問い合わせください。

### 標茶町ニューホーム推進協議会の活動

農業委員会では、農業後継者のパートナーとの出会いの場を提供する「標茶町ニューホーム推進協議会」の事務局を担っています。標茶町農業協同組合と連携し町内や札幌での交流会、他の市町村と連携して行っている「北海道農業青年と関西女性との交流会」などの企画・運営を行っております。

交流会形式に拘らず、新たな企画を考え提供させていただきたいと思っています。ご要望などありましたら、お気軽に農業委員会事務局にお寄せいただきますようお願い申し上げます。



### 編集後記

農業委員会だより第89号をお届けします。昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類になり、コロナ禍前の営みに徐々に近づいてきていると感じていますが、コロナウイルスがなくなったわけではなく、まだ個々での感染予防が必要と思っています。

農業委員会活動も徐々にイベントの参加や視察・研修などを再開しております。本号はそれぞれに参加した委員の活動を中心に記事を掲載しておりますので、ご一読ください。

さて、「農業委員会だより」発行につきまして、昭和56年11月に第1号を発行して以来40年余りにわたり、農業委員会の活動内容や関連する法律の改正などを掲載してきましたが、今回をもちまして単独での発行を終了いたします。

今後につきましては、「広報しべちゃ」の中での記事掲載となりますので、よろしくお願ひ致します。

(広報委員 熊谷 英二)

### 全国農業新聞

毎週金曜日発行 B3版8~10頁  
購読料：月700円[送料、税込み]

全国農業新聞は農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。

「週刊」の時間を生かし、わかりやすくまとめています。さらに全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある面白い話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

購読のお申し込みは農業委員会事務局まで。